

【令和4年度2月補正予算（案）に係る市長提案説明要旨】

(R5. 2. 14)

令和4年度伊丹市一般会計補正予算（第11号）についてであります。本案は、個人市民税、土地・家屋に係る固定資産税、市たばこ税について、当初の予算額と決算見込額とに差が生じることによる措置や、普通交付税の増額、及び臨時財政対策債の減額を行う等の所要の措置を講じようとするとともに、国の「物価高克服・経済再生実現ための総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、市民の安全・安心に資する事業を追加する等、12月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、所要の措置を講じようとするものであります。その主なものを申し上げますと、地域医療体制の中核となる、統合新病院の整備を進めるため、その建設費用の一部を、伊丹病院へ補助するとともに、学校における、新型コロナウイルス感染症への対応策として、感染症対策用品等の購入に必要な経費等を措置しようとするものであります。

また、国の経済対策に係る、有利な財源を積極的に活用し、学校園の快適な教育環境を整備するため、大規模改造工事や、空調設備の更新等を実施するとともに、歩行者の安全を確保するため、市道荒牧荻野線の歩道を再整備する他、南野平塚公園他3公園の遊具の更新や、改修工事を実施しようとするものであります。その他、ふるさと寄附等を、各特定目的基金へ積み立てるとともに、国から交

付される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全額を、歳入予算に計上するなど、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ42億9,780万7,000円を追加し、その総額を、953億5,479万7,000円としようとするものであります。また、第2条の繰越明許費の補正では、道路安全対策事業のほか、10事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の地方債の補正では、道路整備事業ほか6事業の実施、及び臨時財政対策債の発行額の減に伴う地方債の変更の措置を、それぞれ講じようとするものであります。

令和4年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本件は、療養諸費、及びこれに伴う県支出金が、当初予算に比べ増加すること、並びに、財政安定化支援事業繰入金などの額の確定に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

令和4年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本件は、保険給付費、及び地域支援事業費等が、当初予算に比べ増加すること、及び、これに伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等の増額について、所要の措置を講じようとするものであります。

令和4年度伊丹市病院事業会計補正予算（第5号）についてであります。本件は、外来患者数の増加による収益の増加と、兵庫県の、新型コロナウイルス感

染症重点医療機関体制整備事業補助金の交付を受けることについて、所要の措置を講じようとするほか、給与費、及び材料費の追加や、病院事業への寄附金、及びふるさと寄附の一般会計からの繰入を受けて、伊丹市病院事業基金への積立措置を講じようするとともに、統合再編基幹病院整備事業にかかる、整備工事のスケジュールの見直しに伴い、医療機器購入を延期するため、購入費、及び企業債の減額を行おうとするものであります。

令和4年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでありますが、本案は、国の補正予算に伴う、「防災・安全社会資本整備交付金」を積極的に活用して実施する、管渠、及びポンプ場の老朽化・長寿命化対策等について、国庫補助金、及び企業債を財源として、所要の措置を講じようするとともに、電気料金の高騰により不足する、武庫川流域下水道維持管理負担金の経費について、所要の措置を講じようとするものであります。